平成２２年（フ）第６４５６号
大阪市平野区長吉六反５丁目５番５―201号
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５３３号
大阪市浪速区久保吉１丁目１番５号　グランソシエ浪速Ⅱ403号
債務者　小林　好司
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７０９号
大阪府交野市倉治４丁目31番27号、事業所所在地大阪府交野市倉治６丁目41―７
債務者　赤帽ナカハタ運送店こと　中畑　好博
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７５５号
大阪市淀川区宮原１丁目19番23―1027号
債務者　エー・イー・イー建築積算事務所こと　森　　雅博
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７５９号
大阪府東大阪市稲田上町１―28―19、住民票上の住所大阪府東大阪市若江東町２丁目４番19号
債務者　建築業・大工宮野起行こと　宮野　起行
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９５号
大阪市城東区東中浜２丁目６番２号
債務者　吉本商会こと　吉本　民子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９６号
大阪府東大阪市瓢箪山町11番４号
債務者　山口　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４３号
大阪府八尾市南本町２丁目２番26号　アルベーロ和生302号
債務者　江原世二こと　咸　　世承
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４５号
大阪府守口市梶町３丁目57番１―312号
債務者　米澤　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０７４号
大阪府八尾市南本町２丁目２番26―302号
債務者　船津　京子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０７８号
大阪府茨木市玉櫛２丁目28番24号
債務者　細井電機こと　細井　光男
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１１８号
大阪府摂津市東正雀１番19号
債務者　大村　展生
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５９号
大阪市西成区北津守２丁目５番６―201号
債務者　松山笑美子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１６４号
大阪市西成区岸里３丁目８番29号　グランソシエ岸里Ⅲ―207号
債務者　川村　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２０６号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目４番４号
債務者　髙谷智穂美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４６号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目３番36号
債務者　森本　弥生（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２６６号
大阪府摂津市東一津屋16番２―206号
債務者　網　　道香
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７３号
大阪市西区九条南２丁目21番２号　エステート幸福502
債務者　西田　千歳
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部